

# 公的年金（平成21年10月支給分）から 市民税・県民税の特別徴収 （天引き）が始まります

現在、公的年金などにかかる市民税・県民税は、納付書や口座振替で納めていただいています。平成21年10月の年金支給時から、市民税・県民税を公的年金から天引きさせていただきます。これは、納付方法の変更ですので、新たな税負担を伴うものではありません。

## なぜ納付方法が 変更になるのですか

今後、公的年金を受給する高齢者の皆さんが増えることが予想されるため、公的年金受給者の納税の利便性を向上させるために、地方税法が改正され、公的年金からの特別徴収（天引き）制度が設けられました。

## 対象は どのような人ですか

次の①～④すべてに当てはまる人が対象となります。

①平成21年4月1日現在で、

平成21年10月  
支給分

65歳以上②平成20年1月1日～12月31日に、公的年金などの支払いを受けている一つの年金で、年額18万円以上の支払いを受けている介護保険料が年金から天引きされている。

## 天引きの対象となる 税額は

公的年金などの所得にかかる市民税・県民税（「所得割額」と「均等割額」）です。

## 天引きの時期と納付方法は どのようになりますか

「平成21年度の納付方法」

と「平成22年度以降の納付方法」は、次の通り変わります。平成21年度の納付方法（1）  
まず、6月・8月に、年税額の4分の1ずつを、納付書または口座振替で納付していただきます（これは、今までと同じ方法です）。

次に、10月・12月・翌年2月の年金支給時に、年税額から納付書または口座振替で納める額を差し引いた額を、3回に分けて天引きさせていただきます。

## ②

まず、4月・6月・8月の年金支給時には、前年の10月・12月・翌2月と同じ額を天引きさせていただきます。

これは、市民税・県民税の税額を決定するのが6月のため、前年度の後半の金額と同じ額を暫定的に天引きするものです。これを仮徴収といいます。

次に、10月・12月・翌年2月の年金支給時には、年税額から仮徴収した額を差し引いた額を3回に分けて天引きさせていただきます。これを本徴収といいます。

市民税課 ☎(63)2216

### 1 平成21年度の納付方法 (例) 年税額が24,000円の場合

納付方法	納付書または口座振替で納付		年金からの天引き（特別徴収）		
	納付月	納付額	納付月	納付額	納付月
	平成21年6月	6,000円	平成21年10月	4,000円	平成21年12月
		6,000円		4,000円	平成22年2月
税 額	年税額の4分の1		年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1
	年税額（24,000円）の半分（12,000円）を2回に分けて納付		年税額（24,000円）の半分（12,000円）を3回に分けて天引き		

→平成21年10月から天引きが始まります。

### 2 平成22年度以降の納付方法 (例) 年税額が24,000円の場合

納付方法	年金からの天引き（特別徴収）					
	仮徴収			本徴収		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
税 額	前年の10月・12月・翌2月と同額を天引き			年税額（24,000円）から仮徴収で天引きした額（12,000円）を差し引いた額（12,000円）を3回に分けて天引き		

道路に看板などを置いてありませんか 道路上に、のぼり旗やたて看板、置き看板などを設置することは規制されています。これらの物が倒れて通行人がけがをしたり、また、車の視界をささぎって交通事故が起きるなど思わぬ事故が発生したりすることがあります。通行人や車両の安全を守るため、道路にこれらのものを設置している人は、至急、撤去してください。☎宇都宮土木事務所 ☎(626)3157